

大阪地方最低賃金審議会

第316回総会

議事録

平成28年度

大阪地方最低賃金審議会

第316回総会議事録

1 日 時

平成28年7月5日（火）午後2時00分～同2時45分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

高瀬委員、富田委員、長尾委員、服部委員、深井委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、櫛田委員、楠本委員、中井（寛）委員

（使用者代表委員）

近藤委員、中井（正）委員、中野委員、西田委員、古谷委員、吉田委員

（事務局）

苧谷局長、鈴木労働基準部長、田中賃金課長、古田主任賃金指導官、星島賃金指導官、
田村賃金指導官、折笠最低賃金第1係長、木下給付調査官、福谷賃金主任

4 審議事項

（1）本年度の審議の進め方について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（諮問）

（4）その他

(開会 午後2時00分)

古田主任

定刻になりましたので、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第316回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員6名の合計17名の委員のご出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることにつきましてご報告を申し上げます。

なお、公益を代表する水島委員は、本日所用のためご欠席でございます。

それではまず、大阪労働局、苧谷局長からご挨拶申し上げます。

苧谷局長

皆さん、こんにちは。大阪労働局長の苧谷でございます。

皆様方におかれましては、日ごろから大変お忙しい中、最低賃金の審議を始めといたしまして、労働行政の推進にご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

さて、昨年度の地域別最低賃金の審議におきましては、大阪ならではの自主性を発揮していただいたということで、女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引き上げへの配慮あるいは中小企業への支援等の要請を含め、目安額を上回る20円引き上げの答申をいただき、大阪府最低賃金は賃金額858円となったところでございます。

本年度の地域別最低賃金の審議につきましては、6月14日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、地域別最低賃金額改定の目安諮問が行われたところでございます。当局といたしましては、本日この後、貴審議会への改正諮問を予定しておりますので、これまでの経過に加えまして、平成28年6月2日に閣議決定をされました「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」を踏まえ、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

また、特定（産業別）最低賃金に関しましても、6月30日までに7件の改正決定の申し出がありましたので、その改正決定等についての諮問も併せて予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、これから夏場の暑い時期におきまして、非常にご労苦をおかけすることになろうかと存じますけれども、十分ご審議をいただきまして、是非とも適正な改正内容をお示しいただくことを切に希望いたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

古田主任

それでは、審議に移らせていただきます。

以後の議事進行につきましては、富田会長、よろしくお願いいたします。

富田会長

引き続き、本年度も会長を務めさせていただきます。労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、そして公益を代表する委員の皆さんが、率直な意見交換ができる雰囲気をつくりたいと思っております。そして、引き上げ額の合意形成に向けても努力していきたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

お手元の会議次第に沿って審議を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事（１）の「本年度の審議の進め方について」に入ります。

本年６月２３日に運営小委員会を開催し、本年度の審議の進め方等について検討を行いました。

その検討結果について事務局から説明してください。

田中課長

事務局、賃金課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、この６月２３日に開催されました運営小委員会において、２８年度の審議の進め方などについて確認されました主要事項６点についてご説明いたします。

１点目、会議及び議事録の公開について。

２８年度の運営小委員会につきましては、運営小委員会運営規程の規定のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみを公開とする。各専門部会、他の小委員会等の会議及び議事録の公開、非公開については、それぞれの専門部会、小委員会においてご検討いただくこととされました。

２点目、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議について。

関係資料は１１ページの資料６となります。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議については、２７年度と同様に、本年度改正後の地域別最低賃金額を下回る可能性が少ない業種については特別小委員会で行うこととし、下回る可能性が高い業種については当該業界の関係労使が専門委員として入った専門部会で行うこととされました。

３点目、特定最低賃金の目標発効日ごとのグループ分けについて。

関係資料は５ページの資料３となります。

従来から特定最低賃金の審議に際しては、目標発効日を定め、目標発効日ごとにグループに分けて審議日程を組んでおります。２８年度におきましては、１０月３１日発効を目標とするＡグループを塗料製造業、鉄鋼業の２業種、１１月３０日発効を目標とするＢグループを機械・金属製品製造関連産業、電気機械器具製造業、非鉄関連産業、自動車小売業、自動車・同附属品製造業の５業種とする申し合わせが行われました。

４点目、最低賃金専門部会の審議に関する了解事項について。

関係資料は７ページの資料４となります。

地域別最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会の審議については、毎年総会で承認を得た了解事項に基づいて運営を行っております。２８年度の第１回総会に報告する了解事項（案）は、昨年度と同内容とするとされました。

５点目、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る関係労使の意見聴取について。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に際して、関係労使から意見聴取を行うこととされています。２８年度の意見聴取について、意見書を提出していただくこと、また、意見書の

様式については27年度と同様式とするとされました。

6点目、地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取について。

地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取については、労働者側から3人、使用者側から2人が意見陳述を行うこととし、意見陳述の時間については総枠30分以内、1人5分程度とすることとし、意見陳述をされる方の人選について、労働者側は井尻委員、使用者側は中井委員にお願いするということになりました。

運営小委員会の審議結果等の報告は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

富田会長

ありがとうございました。

ただいまの説明を繰り返しますので、ご確認ください。

運営小委員会からは、1つ目として、今年度の運営小委員会については、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開する。各専門部会、他の小委員会等の会議及び議事録の公開については、それぞれの専門部会、小委員会ごとに検討する。

2つ目は、特定最低賃金の必要性審議については、昨年度と同様に特別小委員会と専門部会に分けて審議する。特別小委員会で審議するものと専門部会で審議するものの業種分けは、第1回特別小委員会で協議する。

3つ目は、特定最低賃金の審議に関して、目標発効日を10月31日とするAグループを塗料製造業、鉄鋼業、目標発効日を11月30日とするBグループを機械・金属製品製造関連産業、電気機械器具製造業、非鉄関連産業、自動車小売業、自動車・同附属品製造業と申し合わせる。

4つ目は、地域別・特定最低賃金の各専門部会における審議については、資料4の了解事項（案）による。

5つ目は、特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る関係労使の意見聴取の方法については、意見書の提出による。

6つ目は、地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取について、労働者側3人、使用者側2人から意見聴取を行う。意見陳述の時間は総枠30分以内、1人5分程度とする。意見を陳述される方の人選については、労働者側は井尻委員、使用者側は中井委員にお願いする。

以上6点、報告がありました。

今年度におきましては、この運営小委員会の報告のとおり審議を進めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

中井（正）委員

1点だけ、すみません。

6つ目の意見陳述のところ、使用者側2名ということでしたが、1名に変更ということをお願いしたいと思います。

富田会長

使用者側委員から、6つ目の意見陳述者の人数について訂正がありました。意見陳述については、労働者側3人、使用者側1人から意見聴取を行う。意見陳述の時間は総枠30分の範囲内で事務局に

調整していただくということでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

富田会長

そのほかの5項目については、運営小委員会の報告のとおり審議を進めるということでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

富田会長

ありがとうございます。

ご了承いただきましたので、そのように進めてまいります。

次に、議事(2)の「大阪府最低賃金の改正決定について(諮問)」に入ります。

この件について、事務局から説明してください。

田中課長

事務局から説明いたします。

それでは、平成28年度の大阪府最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、その経過についてご説明いたします。

27年度貴審議会に大阪府最低賃金改正決定に係る諮問を行い、ご審議をいただいたところ、中央最低賃金審議会から提示のありました目安を参考に、大阪の地域経済情勢、雇用情勢等、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げにも配慮の上、慎重に審議を重ねていただき、目安19円を上回る20円の引上げが適当であるのご答申をいただきまして、大阪府の最低賃金は時間額858円となったところでございます。

また、答申では、併せて中小企業等の生産性向上に対する支援について、施策の広報と利用を確実に効果的に行うよう要請をいただいたところでございます。

28年度におきましては、先月2日に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プラン等において、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより全国加重平均が1,000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」という政府方針が示されたことを踏まえ、現下の大阪府における緩やかな回復基調にある地域経済及び高水準が持続有効求人倍率等の雇用情勢を勘案した結果、本年度も大阪府最低賃金の改正について、調査審議していただくことが適正であるとの結論に至りました。今般、そうした理由で諮問することとしたところでございます。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正決定の諮問を行うことといたします。

会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から会長に諮問文を手交する)

田中課長

それでは、お戻りください。

星島指導官

皆様、写しはお手元に届きましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基0705第1号

平成28年7月5日

大阪地方最低賃金審議会 会長 富田安信殿

大阪労働局長 苧谷秀信

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針2016（同日閣議決定）及び日本再興戦略2016（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

富田会長

ありがとうございました。

ただいま局長から諮問を受けました。

それでは、今後の事務的な手続について、事務局から説明してください。

古田主任

それでは説明をさせていただきます。

ただいま局長から諮問申し上げましたので、本日付で、専門部会委員の任命のための推薦を求める公示、関係労使の意見聴取の公示をいたします。

専門部会委員の任命のための推薦を求める公示の締め切り日は、7月13日水曜日とさせていただきます、関係労使の意見聴取の公示の締め切り日は、7月20日水曜日とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

その後、委員の任命の手続を経まして、専門部会を開催していただくことになります。

以上でございます。

富田会長

ただいまの諮問及び事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（ な し ）

富田会長

それでは、次の議題に入りたいと思います。

議事（3）の「特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（諮問）」に入ります。

事務局から説明してください。

田中課長

事務局から説明いたします。

お手元にお配りしております資料5をご覧ください。

当局で決定しております7件の特定最低賃金全てについて、改正を行うよう関係労働組合から申し出があり、申し出要件を満たすものとして6月29日付で、これらを受理いたしました。

したがって、7件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と改正決定の必要性有りとの結論に達した最低賃金の改正決定について、併せて諮問することといたします。

それでは、会長、局長、中央へお願いいたします。

（局長から会長に諮問文を手交する）

星島指導官

諮問文はお手元に届きましたか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基0705第2号

平成28年7月5日

大阪地方最低賃金審議会 会長 富田安信殿

大阪労働局長 苧谷秀信

最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・大阪府塗料製造業最低賃金
- ・大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・大阪府自動車小売業最低賃金

以上です。

富田会長

ただいま、大阪府塗料製造業最低賃金外6件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と必要性有りとの結論に達した最低賃金の改正決定につきまして、局長から諮問がございました。

なお、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に関しましては、特別小委員会の審議事項になります。本日、この総会の前に開催された第1回特別小委員会でご審議いただいておりますので、服部委員長から報告してください。

服部委員長

それでは、報告させていただきます。

本日、総会の前に開催いたしました第1回特別小委員会でご審議した結果について、報告をさせていただきます。

まず、1つ目として、今年度の特別小委員会については、特別小委員会運営規程の規定のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開することとなりました。

2つ目に、今年度、改正決定に係る申出のありました7件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議の進め方として、塗料、鉄鋼の2件については特別小委員会で審議し、機械、電機、非鉄、自動車小売、自動車・同附属品の5件については関係労使の入った専門部会を設置して審議するという結論に至りました。

次回、7月27日開催予定の第2回特別小委員会では、塗料、鉄鋼の2件について改正決定の必要性の有無の審議を行い、7月28日開催予定の第2回総会で、その結果を報告させていただく予定でございます。

以上でございます。

富田会長

ありがとうございました。

服部委員長から報告していただきましたが、質問、ご意見はございませんか。

(な し)

富田会長

それでは、7件の特定最低賃金のうち、塗料と鉄鋼の2件については第2回特別小委員会で、機械、電機、非鉄、自動車小売、自動車・同附属品の5件は関係労使の入った専門部会を設置して、改正決定の必要性の有無について審議していただくことになりましたが、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

富田会長

ご了承いただきましたので、そのように進めてまいります。

特別小委員会の委員の方には、塗料と鉄鋼の必要性審議をよろしくお願いいたします。

他の5件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、関係労使の入った専門部会を設置して審議することになります。今後の手続について事務局から説明してください。

古田主任

それでは、ご説明いたします。

機械、電機、非鉄、自動車小売、自動車・同附属品の5件につきましては、関係労使委員の入った専門部会を設置して改正決定の必要性の有無を審議していただくことになりましたので、本日付で5件それぞれ専門部会委員任命のための推薦を求める公示をいたします。

推薦公示の締め切り日は7月13日水曜日とさせていただきます。

その後、委員任命の手続を経まして、専門部会を開催し、必要性の審議をしていただくこととなります。専門部会の開催は、8月上旬の地域別最賃答申後となる見込みでございます。

また、改正決定の必要性有りの結論に達した業種の専門部会につきましては、そのまま引き続いて金額審議の専門部会も兼ねることになりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

富田会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問はございませんか。

(な し)

富田会長

ありがとうございます。

次に、議事(4)のその他に入ります。

まず、本年度の審議日程ですが、資料7をご覧ください。

この案は、運営小委員会の検討結果を踏まえ、事務局を通じて日程調整を行いました結果、開催日を設定させていただいたものです。

8月5日の第3回総会のところに、赤字の括弧書きで8月4日期限とありますが、これは地域別最低賃金を9月30日発効にするための答申日の期限が8月4日という意味です。8月4日までに専門部会で全会一致の答申を出すことができれば、9月30日発効は可能ですが、8月5日の第3回総会で採決による答申になりますと、10月1日発効の手続を進めることになるという日程になっております。8月5日答申となれば、異議申出に係る第4回総会の日程は、赤字の8月22日ではなく、8月23日に開催することになります。

中央最低賃金審議会の目安審議の状況等により、日程を変更する場合もございますが、基本的にはこの審議日程(案)でよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

富田会長

ありがとうございます。

ご異議がないようですので、本年度はこの日程に即して審議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、日程の変更等がございましたら、対応方よろしくお願いいたします。

事務局から他に何かありますでしょうか。

古田主任

事務局からは、本日の配付資料の中の「専門家派遣・相談等支援事業」と「団体からの最低賃金改正等に係る要請」についてご説明をさせていただきます。

まず、27ページの資料12-2をご覧ください。

厚生労働省が行っております最低賃金引上げに向けた中小企業、小規模事業者への支援事業は、平成23年度から名称や内容が多少変わりながらも、ワンストップで無料の相談支援体制を整備する専門家派遣・相談等支援事業、2つ目としまして、最低賃金引上げに向けた業種別団体の賃金底上げのための取組を支援する業種別団体助成金の支給、3つ目としまして、最低賃金引上げに向けた中小企業、小規模事業者への取組を支援する業務改善助成金の支給という3つの事業を行っております。

しかし、大阪は助成金事業の対象とはなっていないことから、1つ目の専門家派遣・相談等支援事業のみを行っております。

具体的には、大阪労働局では、大阪府社会保険労務士会に委託をいたしまして、大阪府最低賃金総合相談支援センターを設置し、最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業事業主等に対しまして、経営・労務管理に関する相談を電話やメールで受け付け、アドバイスを行うとともに、状況に応じて専門家を派遣するなどの支援を実施しております。

昨年度の大阪府最低賃金総合相談支援センターの実施状況につきましては、25ページの資料12-1をご覧ください。

相談件数が合計で136件、専門家の派遣が66件となっており、前年度と比べ大幅に減少しておりますが、その原因としまして、平成26年度は大阪府最低賃金総合相談支援センターの開所日数がひと月当たり20日ございましたが、平成27年度は、東京にフリーダイヤルによる電話相談、メールでの相談に初期対応するための全国最低賃金総合相談支援センターが設置されました関係で、大阪のセンターのひと月当たりの開所日が20日から4日に変更されたということが大きな理由ではないかと考えられます。

しかし、今年度は全国最低賃金総合相談支援センターが廃止となりました。大阪のセンターの開所日は、土日祝日を除く毎日と出張相談等の5日を合わせますと、ひと月当たりおよそ25日となりましたので、相談件数も平成26年度の水準になろうかと思えます。

参考までに、本年5月末の相談件数でございますが、5月末で69件、昨年同時期の25件と比較すると2倍以上増えております。6月末の相談件数の値は104件と聞いております。

なお、本年度から労働局の組織変更に伴いまして、専門家派遣・相談等支援事業の業務は賃金課から雇用環境・均等部企画課へ移管されておりますが、企画課とも連携をしまして、さまざまな機会を通じ、引き続き周知広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、労働団体からの要請書についてご説明をいたします。

29ページからの資料13-1から13-11まで、これは昨年8月21日に開催されました第315回総会以降に提出された最低賃金に係る労働団体からの要請書でございます。

29ページ、資料13-1は、本年1月20日付で、全大阪労働組合総連合（大阪労連）から、大阪労働局長あてに、労働者保護の立場で労働法制規制強化を求める要請書として、最低賃金違反の事業所への指導を強化することなどの要請があったものでございます。

31ページ、資料13-2は、本年2月16日付で関西合同労働組合から、厚生労働大臣及び大阪労働局長あてに、最低賃金に関する要求書として、現在の最低賃金ではワーキングプアを拡大再生産しており、労働者の生存権を保障する役割を果たすためには、最低賃金を1,500円にする必要があることなど、さらに次のページにございます本年3月14日付の追加要求書では、特定最低賃金に介護労働者を加えることなどの要請があったものでございます。

35ページ、資料13-3は、2月22日付で全日本建設交運一般労働組合大阪府本部、同大阪トラック部会の連名で大阪労働局長あてに、トラック運転者の状態改善を求める要請があったものでございます。最低賃金に関することでは、大阪での道路貨物運送業の特定最低賃金法制度化の新設等について、法定要件を最低賃金法第1条の趣旨に基づいた内容に改正されることなどを求めるものでございます。

37ページ、資料13-4は、3月17日付でおおさかユニオンネットワーク、安心できる介護を！懇談会の連名で厚生労働大臣及び大阪労働局長あてに、介護労働者の賃金水準引上げのため、介護事業分野において特定最低賃金を決定するよう求めることなどの要請があったものでございます。

41ページ、資料13-5は、本年3月24日付で大阪交通運輸労働組合共闘会議から大阪労働局長あてに、交通運輸労働者の労働条件改善を求める要請があったものでございます。最低賃金に関することとしては、関係労使のイニシアチブが重要であるとはいえ、道路貨物運送業の特定最低賃金の新設等に向け、所管行政として議論が醸成されるよう尽力することなどを求めるものでございます。

43ページ、資料13-6は、4月12日付で近畿地方交通運輸産業労働組合協議会、大阪交通運輸産業労働組合協議会の連名で大阪労働局長あてに、2016年度交通運輸産業政策制度要求申し入れとして、トラック運転者の特定最低賃金制度が制定されるように、事業者等への指導、支援措置を講じること、また公正競争ケースによる申出の新設要件の判断に際しては、そのハードルも含め、最大限の支援策を講じることなどの要請があったものでございます。

49ページ、資料13-7は、本年6月14日付で全大阪労働組合総連合（大阪労連）から大阪労働局長及び大阪地方最低賃金審議会会長あてに、最低賃金の時間額1,400円以上への引上げと全国一律最低賃金の法制化を求める要請があったものでございます。主な内容としましては、大阪府最低賃金を時間額1,400円以上、日額1万1,200円以上、月額20万円以上に引き上げること。審議会、専門部会の委員選任については、公正、民主的に任命すること。最低賃金審議会専門部会の傍聴を認め、議事録を公開すること。生計費原則に基づく最低賃金額を決定すること。全国・全産業一律の最低賃金制を確立すること。最低賃金の日額、月額設定を復活させることなどを求めるものでございます。

また、同日付で資料13-8、13-9のとおり、全大阪労働組合総連合、全国労働組合総連合取り扱いの405団体及び個人署名7,633筆の全国一律時間額1,000円以上の最低賃金実現を求める要請書が提出されております。

55ページ、資料13-10は、本年6月1日付で日本労働組合総連合会大阪府連合会から大阪地方最低賃金審議会会長あてに、大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請として、大阪府最低賃金は政労使合意の雇用戦略対話及び政府の成長戦略に基づき、早急に連合大阪リビングウェイジ990

円以上に改正をすること。特定最低賃金の新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げを図り、労働条件を向上させること。また、特定最低賃金の基幹的労働者は、地域別最低賃金に対して優位性を確保すること。地域別最低賃金が特定最低賃金を上回るおそれのある業種については、当該産業の労使を選出した専門部会方式で改正の必要性審議を行うこと。大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者及び関係労働者等の意見聴取の機会を確保し、特に割合が増加している非正規労働者の生活実態、意見を尊重することなどを求めるもので、同じ要請が参加48団体からも提出されております。

57ページ、資料13-11は、6月2日付でUAゼンセン大阪府支部から大阪地方最低賃金審議会会長あてに、大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請といたしまして、大阪府最低賃金を早急に連合大阪リビングウェイジ990円以上に改正すること。最低賃金の引上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けた支援施策の拡充を図ることなどを求めるもので、同じ要請が参加の10団体からも提出されております。

事務局からの報告は以上です。

富田会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

井尻委員

意見ということでお話をさせていただきたいのですが、25ページに、先ほど事務局からご説明がございましたが、前年同期に比べると相談件数が136件になっているということで、これは仕組みがフリーダイヤル、全国統一に変わったというようなことがあって、また今年度から月25日ぐらいで稼働するというので、例年のような形になるというお話がございました。

この部分については、幅広く中小企業団体から意見を、相談に乗っていただけたらと思っているのですが、その次の27ページ目で、これまで本当に中小企業の支援施策という形の拡充を我々も求めてきておりましたし、これは使用者側についても同様だと思っております。本当にこの部分をもう一段深く突っ込むといえますか、一段上げた支援施策をしないと、なかなかこの部分については強化されないのではないかと感じておまして、関係省庁に働きかけ、我々もさまざまなチャンネル、ネットワークを使って要請をしていきたいと思っておりますが、例えば社会保険料の減免措置をするなど、もう一段踏み込んだ具体的な施策の拡充ということについて、関係省庁への働きかけをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

富田会長

今の委員の発言に関連したご意見、質問がありましたら、頂戴したいと思っております。

もしなければ、事務局のほうから回答がありましたら、お願いいたします。

田中課長

ご意見を伺いまして、また関係部署の方に報告をいたしたいと思っております。

富田会長

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(な し)

富田会長

ないようであれば、今後の日程について事務局から説明してください。

古田主任

次回は、本年度第2回、第317回の総会になりますが、7月28日木曜日、午前10時30分から予定をしております。

議事といたしましては、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達、それから、関係労使の意見陳述、特定最低賃金、塗料、鉄鋼でございますが、改正決定の必要性の有無に関する特別小委員会からの報告等を予定しておりますので、委員の皆様にはよろしく願いをいたします。

富田会長

ただいまの説明についてご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(な し)

富田会長

当面の審議の進め方は以上のおりですので、よろしく願いいたします。

その他、何かございませんか。

労働側委員、ございませんか。

(な し)

富田会長

使用者側も何かございませんか。

(な し)

富田会長

なお、本日の会議の議事録への署名につきましては、労働者を代表する委員は井尻委員に、使用者を代表する委員は中井委員にお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局から、他に何かありますでしょうか。

(な し)

富田会長

それでは、本日はこれにて閉会といたします。
どうもありがとうございました。

(閉会 午後2時45分)